

## 理由

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 内閣府関係（第一章関係）

一 災害対策基本法の一部改正（第一条関係）

1 都道府県防災会議の都道府県地域防災計画の作成又は修正に係る内閣総理大臣への協議を報告とすること。

2 内閣総理大臣は、都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、都道府県防災会議に対し必要な助言又は勧告をすることができ、きるものとする。

3 都道府県相互間地域防災計画の作成又は修正について所要の規定の整備を行うこと。

二 中心市街地の活性化に関する法律の一部改正（第二条関係）

基本計画において定めるものとして掲げている事項の一部について努力義務化すること。

三 内閣府設置法の一部改正（第三条関係）

1 内閣府の所掌事務として、次のイ及びロを規定するものとする。 （内閣府設置法（以下三にお

いて「法」という。）（第四条関係）

イ 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどること。

ロ 地域主権改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどること。

2 内閣府に、重要政策に関する会議として、地域主権戦略会議（以下「会議」という。）を置くものとする。 （法第十八条関係）

3 会議の所掌事務等（法第二十五条の二関係）

イ 会議は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(イ) 内閣総理大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関する基本的な方針その他の地域主権改革に関する重要事項について調査審議すること。

(ロ) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、地域主権改革に関連する重要事項であつて地方公共団体の権限又は財政に著しい影響を及ぼすものについて調査審議すること。

(ハ) (イ)及び(ロ)に規定する重要事項に関し、それぞれ(イ)又は(ロ)に規定する大臣に意見を述べること。

(二) (イ)及び(ロ)に規定する重要事項に関する施策の実施を推進すること。

ロ 地域主権改革担当大臣は、その掌理する事務に係る(イ)に規定する重要事項について、会議に諮問することができるものとする。

ハ 会議は、地域主権改革担当大臣が掌理する事務に係る(イ)に規定する重要事項に関し、地域主権改革担当大臣に意見を述べることができるものとする。

4 会議は、議長及び議員十五人以内をもって組織するものとする。 (法第二十五条の三関係)

5 議長 (法第二十五条の四関係)

イ 議長は、内閣総理大臣をもって充てるものとする。

ロ 議長は、会務を総理するものとする。

6 議員 (法第二十五条の五関係)

イ 議員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。

(イ) 内閣官房長官

(ロ) 地域主権改革担当大臣

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる者のほか、国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(ニ) (ハ)に定めるもののほか、関係する国の行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(ホ) 地域主権改革に関する政策について優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

ロ 議長は、(イ)から(ハ)までに掲げる議員である国务大臣以外の国务大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。

ハ (イ)及び(ホ)に掲げる議員は、非常勤とするものとする。

7 6の(イ)及び(ホ)に掲げる議員の任期は、三年とするものとする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。 (法第二十五条の六関係)

8 事務局 (法第二十五条の七関係)

イ 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置くものとする。

ロ 事務局に、事務局長その他の職員を置くものとする。

ハ 事務局長は、関係のある国会法第三十九条本文に規定する国会議員がその職を兼ねることを禁止されていない職（内閣総理大臣その他の国务大臣を除く。）を占める者のうちから、内閣総理大臣が指名する者をもって充てるものとする。

ニ 事務局長は、議長の命を受けて、局務を掌理するものとする。

9 資料提出の要求等（法第二十五条の八関係）

イ 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする。

ロ 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があるときは、イに規定する者以外の者であつて審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。

10 3から9までに定めるもののほか、会議の組織及び運営その他会議に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。（法第二十五条の九関係）

## 第二 総務省関係（第二章関係）

一 消防組織法の一部改正（第四条関係）

消防の広域化に関する推進計画の策定について努力義務化し、その内容について例示化すること。

二 地方公務員法の一部改正（第五条関係）

人事委員会の職階制に適合する給料表に関する計画の立案に係る規定を削除すること。

三 地方公営企業法の一部改正（第六条関係）

1 利益の処分に伴う減債積立金等の積立義務を廃止し、減債積立金等の用途に係る規定、資本剰余金の源泉別の積立に係る規定及び資本剰余金の用途に係る規定を削除し、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できるとする、並びに議会の議決を経て、資本の額の減少を行うことができるとすること。

2 欠損の処理の規定のうち繰越しに係る政令委任規定を削除すること。

3 企業団の監査委員の定数に係る規定を削除すること。

四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の一部改正（第七条関係）

1 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村に対する、総合整備計画の策定の義務付けを「できる」規定化すること。

2 総合整備計画の一部について例示化及び努力義務化すること。

3 総合整備計画のうち例示化及び努力義務化した事項に関する、都道府県知事との協議の義務付けに係る規定を削除すること。

4 総合整備計画に関し、都道府県が協力して講じようとする措置の計画の策定の義務付けを努力義務化すること。

五 石油コンビナート等災害防止法の一部改正（第八条関係）

石油コンビナート等防災計画の一部について例示化及び努力義務化すること。

第三 文部科学省関係（第三章関係）

一 学校教育法の一部改正（第九条関係）

市町村の設置する幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可を不要とするとともに、市町村が当該設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出なければならない



ものとする。

二 文化財保護法の一部改正（第十条関係）

地方公共団体が、国の所有に属し、又は国の機関が占有する土地を発掘する際の、関係各省各庁の長その他の国の機関との協議に係る規定を削除すること。

三 へき地教育振興法の一部改正（第十一条関係）

都道府県は、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当について、へき地学校等を文部科学省令で定める基準を参酌して条例で指定するものとともに、へき地手当の月額等について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるものとする。

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（第十二条関係）

市町村の教育委員会が、その所管に属する学校（その職員のうちには県費負担教職員である者を含むものに限る。）について、学校運営協議会を置く学校の指定を行おうとする際の、都道府県教育委員会との協議に係る規定を削除すること。

第四 厚生労働省関係（第四章関係）

一 児童福祉法の一部改正（第十三条関係）

1 指定知的障害児施設等

イ 都道府県は、指定知的障害児施設等に従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ハ) 指定知的障害児施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

2 児童福祉施設

イ 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

(ロ) 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ハ) 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 その他所要の改正を行うこと。

## 二 医療法の一部改正（第十四条関係）

1 医療計画に定めるものとされている事項のうち、地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項及び医療提供体制の確保に関し必要な事項について

は、医療計画に定めるよう努めるものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

三 老人福祉法の一部改正（第十五条関係）

1 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めるものとする。

2 1の条例を定めるに当たっては、イ、ハに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、ニに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

イ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数

ロ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積

ハ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処

遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

二 養護老人ホームの入所定員

#### 四 職業能力開発促進法の一部改正（第十六条関係）

1 都道府県は、職業訓練のうち厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定めるものについては、公共職業能力開発施設以外の施設においても行うことができるものとする。

2 都道府県又は市町村は、厚生労働省令で定める要件を参酌して条例で定める職業訓練を実施するため必要があるときは、他の施設により行われる教育訓練を公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなして行うことができるものとする。

#### 五 林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正（第十七条関係）

都道府県知事が、林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定め、又は変更しようとするに際し必要な農林水産大臣及び厚生労働大臣への協議を廃止し、都道府県知事は、基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、林業労働力の確保の促進に関する法律第四条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に係る部分を農林水産大臣及び厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

#### 六 介護保険法の一部改正（第十八条関係）

1 基準該当居宅サービス

イ 都道府県は、基準該当居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 基準該当居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(二) 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員

## 2 基準該当介護予防サービス

イ 都道府県は、基準該当介護予防サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する

基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(ニ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ニ) 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員

### 3 指定居宅サービス

イ 都道府県は、指定居宅サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

(ハ) 指定居宅サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(二) 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

#### 4 指定地域密着型サービス

イ 市町村は、指定地域密着型サービスに従事する従業者等の基準並びに設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)～(二)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に



従い定めるものとし、(ホ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(ロ) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(ハ) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(ニ) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(ホ) 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

## 5 指定介護老人福祉施設

イ 都道府県は、指定介護福祉施設サービスに従事する従業者等の基準並びに指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に

従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積

(ハ) 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

## 6 介護老人保健施設

イ 都道府県は、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者等の基準並びに介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)及び(ロ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数

(ロ) 介護老人保健施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、

適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

#### 7 指定介護療養型医療施設

イ 都道府県は、指定介護療養施設サービスに従事する従業者等の基準並びに指定介護療養施設の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものとする。

ロ イの条例を定めるに当たっては、(イ)(ハ)に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(イ) 指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数

(ロ) 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積

(ハ) 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であつて、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

#### 8 指定介護予防サービス